- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人らの負担とする。 2

事実及び理由

- 当事者の求めた裁判
- 控訴人ら
- (1) 原判決を取り消す。
- 被控訴人が,控訴人らに対し,平成12年4月10日付けでした不動産取 得税の賦課決定処分(納税通知書番号30936及び30937)をいずれも取り 消す。
- (3) 訴訟費用は第1,2審とも被控訴大の負担とする。
- 2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、控訴人らがそれぞれ取得した土地(本件各土地)につき、被控訴人が 控訴人らに対して平成12年4月10日付けでした不動産取得税の賦課決定処分 (本件処分)について、控訴人らが被控訴人に対して、同処分は地方税法73条の 2 1 第 1 項を拡大解釈した違法なものであるとして、その取消しを求めた事案であ

る。 2 原審は、本件各土地は農地法5条1項の転用許可を受けており、地方税法73 条の21第1項ただし書の「特別の事情」があると認められるから、本件処分に違法は認められないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。そこで、これに不服のある控訴人ら(原審原告ら)が、本件控訴に及んだ。

判断の前提となる事実並びに争点及び争点に関する当事者双方の主張は、原判 3 事案の概要」の一及び二に記載のとおりであるから、これを引用する。 決「第二 第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件処分に違法はないとして控訴人らの請求をいずれも棄却すべ 1 きであると判断するが、その理由は、原判決「第三 争点に対する判断」の一及び 二に記載のとおりであるから、これを引用する。 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却すること

として, 主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 川崎和夫

本多俊雄 裁判官

裁判官 榊原信次